

会

議

午前10時0分開会

○議長（滝内久生君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（松木正一郎君） おはようございます。

去る2月27日、夕刻に建物火災がございました。人的被害はありません。

詳細については、防災安全課長から御報告申し上げますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 改めまして、おはようございます。

恐れ入りますが、お手元に配付の令和5年2月27日発生 of 住宅火災についてを御覧ください。資料に沿いまして御説明申し上げます。

発生場所でございますが、別紙火災発生箇所のとおり、下田市柿崎35番8号にある建物から出火し、住宅1棟が全焼しております。

火災概要を御覧ください。

経過でございます。覚知日時は、令和5年2月の27日午後4時47分、鎮圧日時は、同日午後6時25分、鎮火日時は、同日午後8時57分でございます。

出火原因及び概要でございます。

出火原因、損害額につきましては、現在調査中でございます。人的被害はありません。

焼損状況は、住宅1棟全焼、罹災世帯は1世帯1名でございます。

活動状況を御覧ください。

出動状況でございます。下田消防本部は、車両6台、人員20名、下田警察署は、車両3台、人員6名、下田市消防団は、団本部、第5分団及び第7分団から車両5台、消防団員60名が出動し、下田消防署とともに消火活動に当たりました。

私のほうからは以上でございます。

○議長（滝内久生君） ただいまの出席議員は、定足数に達しております。よって、令和5年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（滝内久生君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月17日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番 江田邦明君と2番 中村 敦君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

2月2日、静岡県地方議会議長連絡協議会の令和4年度第2回政策研修会が静岡県庁で開催され、私が出席をいたしました。

この研修会では、東北大学大学院情報科学研究科准教授の河村和徳氏による「地方議会のデジタル化推進にむけて」と題した講演がありました。

2月10日、全国市議会議員共済会の令和4年度第3回理事会及び第125回代議員会が東京で開催され、私が出席いたしました。

この理事会及び代議員会では、令和4年度上半期経理状況及び監査結果についての報告、また、令和5年度事業計画及び予算（案）について、審議がされ可決されました。

次に、市長より地方自治法第180条第1項に基づく「車両物損事故に係る和解及び損害賠

償の額の決定について」の専決処分事件1件の報告があります。

次に、昨日までに受理いたしました要望書1件でございます。

長友くに氏、糸賀ちや氏、土屋洋子氏、小林弘次氏連名により、産業厚生委員会の閉会中の継続調査について、市民向けの説明会開催を要望する旨の要望書が提出されました。

次に、橋本智洋議員から、令和5年2月7日に、令和5年3月21日付で、一身上の都合により辞職したい旨の辞職願が提出されました。地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、議長において2月7日付で許可しましたので、御報告いたします。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長をして朗読いたさせます。

○事務局長（永井達彦君）朗読いたします。

下総第37号。令和5年3月2日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和5年3月下田市議会定例会議案の送付について。

令和5年3月2日招集の令和5年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第3号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）、議第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）、議第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第12号 下田市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第13号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第14号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 下田市国民健康保険条例の一部を改正

する条例の制定について、議第17号 令和5年度下田市一般会計予算、議第18号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第19号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第20号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第21号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第22号 令和5年度下田市介護保険特別会計予算、議第23号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第24号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第25号 令和5年度下田市水道事業会計予算、議第26号 令和5年度下田市下水道事業会計予算。

続きまして、下総第38号。令和5年3月2日。

下田市議会議長、滝内久生様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和5年3月下田市議会定例会説明員について。

令和5年3月2日招集の令和5年3月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 松木正一郎、副市長 曾根英明、教育長 山田貞己、会計管理者兼出納室長 鈴木美鈴、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 糸賀 浩、教育委員会生涯学習課長 平川博巳、財務課長 日吉由起美、税務課長 佐藤政年、監査委員事務局長 白井達哉、観光交流課長 佐々木雅昭、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 斎藤伸彦、福祉事務所長 芹澤直人、防災安全課長 佐々木豊仁、建設課長 平井孝一、環境対策課長 鈴木 諭、上下水道課長 土屋武義。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎委員長報告・質疑

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、産業厚生委員会の閉会中の継続調査について、産業厚生委員長、江田邦明君の報告を求めます。

1番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 令和4年度産業厚生委員会南伊豆地域広域ごみ処理計画に関する閉会中の継続調査について、報告をいたします。

本継続調査は、下田市議会会議規則第108条の規定により、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想に関する調査を目的とし、これまで9回にわたり慎重に調査を進め、調査が終了いたし

ましたので、その経過及び調査結果について下田市議会会議規則第107条の規定により報告をいたします。

調査内容につきましては、南伊豆地域広域ごみ処理基本構想についてです。

調査方法は、委員会の開催等によるものです。

調査期間は、令和4年12月19日から令和5年2月22日までといたしました。

継続審査申出の経過でございます。

令和4年11月8日「南伊豆地域広域ごみ処理計画等についての特別委員会設置の請願」が、請願代表者4名より406筆の署名を添え下田市議会議長に提出されました。要旨は南伊豆地域広域ごみ処理計画について特別委員会を設置し、同事業の全面的な検討・審査を求めるものでありました。

また、令和4年11月18日、11月臨時会において、請願第2号「南伊豆地域広域ごみ処理計画等についての特別委員会設置の請願」は賛成少数により不採択となりました。その理由は、広域ごみ処理事業については所管の産業厚生委員会で慎重に審査し予算を議決していること、今後の具体的計画についても同委員会で審査し、議会で議論すべき事案とするものでありました。

まず、「はじめに」でございます。

本継続調査は、市民より請願のあった特別委員会による検討・審査に対し、議会として引き続き常任委員会で審査を行っていくという回答もあり、常任委員会の閉会中の継続調査として実施したものでございます。なお、議員の任期もあり、調査期間が限られていることから、同基本構想から調査テーマを次の4つに絞りました。

1つ、広域化について（1市3町でやるのが妥当なのか）、2つ、新築、改良どちらがよりよいか、3つ、場所について、4つ、規模（事業費等の財政問題、ごみの減量化を含む）。

また、委員会として独自に調査研究を展開し、基本構想の是非及び具体的な回答を導くのではなく、基本構想における検討課題及び指摘事項を示し、現在策定中の施設整備基本計画や事業等の実行に反映させていくことを目的といたしました。

調査方法については、会議録及び会議で使用した資料等を参照するとともに、参考人として環境対策課長等の出席を求めました。

なお、調査の過程において、委員会全体として合意できなかった内容については、両論を併記する形といたしております。

テーマの1つ目として、広域化についてでございます。

平成27年度より、南伊豆町が中心となって進めていた広域ごみ処理事業計画の時点で、既に南伊豆地域における広域化計画は進んでいました。その後、同事業計画が中止となった理由は、広域化の枠組みや場所ではなく、事業手法・事務手法、費用負担の有利不利でありました。また、下田市が広域化から脱退し、残った南伊豆町と松崎町だけでは、広域化のメリットは少ないと結論づけられております。その後、平成30年度より下田市が中心に事業計画を進め、事業手法・事務手法などを見直す形で、最大限のメリットが受けられる1市3町の枠組みで広域化が合意されております。建設費以上に、運営費のコスト削減が大きなメリットとされております。予測以上に人口減少が加速する中、1市3町の広域化は現実的なものであると委員会として確認しております。

また、一方の見解では、ごみ処理場は本来市町ごとに設置されるべきもので、従来、市町ごとに処理されてきました。しかし、人口減少の現在、隣接市町で共同処理が進められてきております。国が言う「ごみ処理の広域化及び集約化」とは「人口5万人以上、面積400平方キロメートル、日量300トン、最低でも100トンの炉で熱回収施設として発電施設を備えること」とされております。下田市及び賀茂地域のごみ処理場を一つにしても条件を満たすことができない。具体的な共同処理の組合せや延命化（改修工事）などが検討されず、1市3町で進められてきた。したがって、地理的な妥当案も検討すべきという意見もございました。

次に、テーマの2つ目、新築、改良どちらがよりよいかについてです。

下田市の焼却炉は昭和57年3月に竣工し、稼働開始後40年経過しております。平成25年及び平成30年に環境審議会から「一般廃棄物処理基本計画」に対する答申で、広域化と施設更新がうたわれております。この答申により、その後、延命化についての議論はされておられません。なお、南伊豆地域における広域ごみ処理方式の検討では、ケース3としてトンネルコンポスト方式と焼却方式を併用する案がありました。既存焼却施設の1炉を基幹的設備改良し使用するものでありましたが、新たなトンネルコンポスト施設との耐用年数で運営期間が合わない、交付金の要件から外れる可能性があったことから検討からは除外されております。

建屋の耐震性やコンクリート構造物の寿命などから、ライフサイクルコストを踏まえると延命化のメリットは低いと考えられます。

また、一方の見解では、平成19年と20年に焼却炉の更新をしており、15年しか経過していない。建屋も含め延命化更新工事に対応できるのか、新築しなければならないのか、費用対

効果分析調査もせずに新炉建設を進めることは問題であるとの指摘もありました。

次に、3つ目のテーマ、場所についてです。

南伊豆町が中心となって進めていた広域ごみ処理事業計画では、同町の既存施設がある湊地区を建設予定地としていました。その後、下田市が中心に勉強会という形で広域化の協議を進めました。なお、場所については下市内の既存地を前提に検討が進められておりました。

当局は、事業用地の選定について都市計画法上の工業地域・準工業地域の比較検討のみでありました。下市内における事業用地について、本委員会で当局の示す事業用地に必要な要件を基に候補地比較検討用の地図を作成しました。そこでは、柿崎・白浜、須崎・福浦、朝日、鍋田・敷根がその対象地区となりました。また、要件を緩和することで、ヒノキ沢林道付近、加増野、大賀茂、田牛も対象となり得ると思われませんが、具体的な候補地の検討までには至りませんでした。事業用地の選定については、他の候補地などと比較検討してこなかったことが、住民からの批判につながっているものであります。

一方の見解では、敷根地区については文教地区であり、排ガスなどの健康を懸念する住民がおります。1市3町のごみ焼却炉は現在の倍の量を焼却することになり、その倍の排ガスを排出することになります。人家の少ない地域に設置することが安全上からも必要であります。したがって、簡易な生活環境影響調査だけでなく、さらなる環境一般の調査を実施し、丁寧な説明が必要であるとの指摘もありました。

最後に、4つ目のテーマ、規模についてです。

建設炉の規模を設定するに当たり、第一に住民と共にごみの減量化・資源化に取り組むことが必要であります。下田市においても、一般廃棄物処理基本計画のほか、南伊豆町が策定した「ごみ減量化・資源化推進ロードマップ」を参考に、具体的なごみの減量化・資源化の取組や目標を示すことで、令和9年時点におけ1市3町のごみ排出量を改善し、炉の規模の縮小化が求められます。

脱水汚泥の焼却計画については、これまで排出量の表記のみで、議会や住民に十分な説明がされておられません。温室効果ガスの発生や臭気など、地球環境及び周辺環境にも大きな影響が懸念されることから、炭化処理から焼却処理に方針を転換するに至った経緯、ほかの処理方式との比較検討について十分な説明が求められます。

建設炉の規模の計算については、基本的に環境省の要領に基づき計算がされておりますが、人口減少化社会において各自治体では地域事情に即した数値を使っております。特に、災害

廃棄物と運転日数については、その数値によって炉の規模が大きく変化しております。下田市においても、こうした事情を加味し、ごみの減量化・資源化と合わせて、炉の規模の縮小化について再検討が求められます。

最後に、まとめとなります。

人口減少が加速している賀茂地域においては、これまでも住民サービスを維持するため、ごみ行政以外にも様々な分野で広域化・広域連携が進められております。南伊豆地域広域ごみ処理事業は、施設のライフサイクルからも長期にわたるもので、新たなごみ処理システムの構築と、将来を見据えた環境への影響、維持管理コストの縮減が求められております。こうした点を含め、今後のごみ行政に求められる「ごみの減量化・資源化」は住民や事業者と行政が協働して進めていくものであり、十分な情報提供や意識啓発が求められます。

本委員会における4つのテーマに対する調査においても、説明が不十分とされる箇所がありました。今後の住民に対する説明及び施設整備基本計画や事業実施などに反映させていくことを求め、次の意見を付し、本委員会における継続調査の報告とさせていただきます。

ライフサイクルコストを比較検討する観点から、延命化できない理由または延命化した場合の耐用年数と費用、新築した場合の耐用年数と費用を示すこと。

現在地と比較対象地または比較対象地区を地図などで可視化し、そのメリット・デメリットを示すこと。

「ごみ減量化・資源化推進ロードマップ」を作成し、葉山町のキューロなど生ごみ処理器の普及活動を参考に、市民の自主的活動を促進すること。

脱水汚泥の焼却処理について詳細を示すこと。

建設炉の規模の縮小化を検討すること。

資源化施設に関して、同施設の先行整備及び容器包装プラスチック処理について検討すること。

以下、委員会等の活動状況、参考にした資料をそれぞれ記載しております。後ほど御確認をお願いいたします。

以上、南伊豆地域広域ごみ処理計画に関する閉会中の継続調査報告とさせていただきます。

なお、本報告に関します質疑等の詳細説明につきましては、本年度9月に特別委員会設置の発議並びに11月、特別委員会設置の請願紹介者となりました佐々木副委員長が全体の取りまとめをさせていただきますので、登壇を交代させていただきます。

〔産業厚生副委員長 佐々木清和君登壇〕

○議長（滝内久生君） ただいまの産業厚生委員会の報告に対し、質疑を許します。
質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって、産業厚生委員会に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

◎議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第3号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤政年君） 議第3号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について、御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開き願います。

地方自治法第291条の3第3項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により、2ページのとおり改めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、静岡地方税滞納整理機構の規約を変更することについて、構成団体でありませぬ静岡県及び県内各市町と協議するためでございます。

続きまして、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約につきまして、その変更内容につきまして、議案説明資料により説明をさせていただきます。

議案説明資料の1ページ、議第3号説明資料を御覧願います。

左側が変更前、右側が変更後で、アンダーラインの引いてあるところが今回の変更箇所となっております。

第6条は、広域連合の事務所の位置に関する規定でございまして、「広域連合の事務所を静岡市に置く。」を「広域連合の事務所を藤枝市に置く。」とするものです。

現在、静岡地方税滞納整理機構は、静岡県庁の前にあります静岡中央ビルの一部を賃貸により事務所として利用しておりますが、このたび、この静岡中央ビルが取壊しとなりますこ

とから、新たな移転先を探しておりましたところ、藤枝市内に賃料が相当に安く、J R 藤枝駅まで徒歩で5分程度という立地の物件が見つかったことから、ここに事務所を移転しようと計画するものでございます。

今後についてですけれども、各構成団体の議会で、規約の変更案につきまして議決をいただいた場合、静岡地方税滞納整理機構は、来月、4月に事務所移転を行う旨の届出を総務大臣に提出し、その後、引っ越し作業を経まして、本年10月から藤枝市の新事務所で業務を開始する計画となっております。

恐れ入りますが、議案件名簿の2ページにお戻り願います。

附則でございますが、この規約は令和5年10月1日から施行するとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第3号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） ただいまの御説明ですと、静岡の中央ビルが取壊して、安い藤枝市のほうに事務所が見つかったので、そこに移転をするんだと。こういう御説明ですが、幾らの賃貸が幾らになったのかと。そして、全体のこの地方税滞納整理機構の事務所に当下田市の職員が出向くというようなことが実例としてあるのかと。この組織として、どこに事務所を置くことが妥当かという、こういう議論がされなくていいのかと、こういう具合に思うわけです。どこでどういう議論がされて、こういう結論が出されてきたのか、明らかにしていただきたいと思います。

○議長（滝内久生君） 税務課長。

○税務課長（佐藤政年君） 現在の滞納整理機構の事務所がある静岡中央ビルですけれども、県庁前のお堀の横に立地しているビルです。この建物については、静岡県ですとか、県漁連、土地開発公社など、各団体の持ち分がある建物とのことです。

静岡滞納整理機構は、静岡県から6階の事務所と8階の書庫を合わせて、現在280.14平米、そして駐車場4台分を静岡県から減免措置を受けた上で、年間151万円の賃料で借用しております。この地域で同等の民間の物件を借りようとした場合、年間の賃料については、桁が1桁違いまして、年間で1,500万円ほどになるそうで、そういう金額が相場だそうです。そ

ここで、こういう金額ということではまずいということで、時間をかけていきまして、機構としましては、現在の事務所のような安い賃料で借りられる物件はないかと探していたところ、藤枝市さんの協力もあったそうですけども、藤枝の駅の近くにあります静岡焼津信用金庫藤枝支店跡の土地建物を現状と同じぐらいの賃料であります、年間140万円から150万円ほどで借りられるということとなりました。そこで、ここを新たな事務所移転先として選定するに至ったものでございます。

この建物ですけども、鉄骨造り、地上2階建て、延べ床面積499.3平米で、駐車場は4台程度あるということで聞いております。建物の管理費、管理費といいますと、管理費、保険、警備費、清掃などの費用ですけども、年間で100万程度、現状より増える見込みであるということ聞いておりますけども、それにしましても、総合的に見ますと、年間で1,000万円以上の経費削減、言い換えれば、経費が増えることを避けることができるということが見込まれるもので、今回の移転を計画しているものでございます。

次に、下田市の職員が出向くことがあるのかという話ですけども、現状でいきますと、年間3回ほど、県及び各市町の税務課長が集まって会議をしてきました。この会議についてですけども、現在の説明で聞いていますと、今後については、ウェブ会議ということでやろうかということも考えているそうでございますけども、具体的に藤枝で会議を開くのか、静岡市で会議を開くのかについては、すみません、そこら辺の確実なことは聞いていませんけども、ウェブでの会議ということを考えているということ聞いております。

どのように今まで決めてきた経過でございますけども、これについては、過去2年ほどをかけて、先ほども言いましたけども、年間3回ほど開かれる県及び各市町の税務課長会議で報告・協議されてきた経過がございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 経過は分かりました。

そうしますと、この静岡地方税の滞納整理機構の組織の持っている内容からいって、当然これは静岡の県庁のあるところに置いておくべきだという意見が出てきたんじゃないかと思うんですけど、どういう議論がされたのかと、県下の人たちが集まりやすいところといえば、それは県の指導も受けるということになれば、県庁の中にそういう場所を設置していただくとか、あるいは、静岡市にお世話いただいて、安い事務所を提供していただくとか、こういうことが議論として当然僕はあるべきだと思うわけです。それが何で安いから藤枝へ持って

いくんだというような、こんな議論しかしてないのかと。それをおかしいと思わないのかと思うわけです、私は。こういう議案が出てくること。その点について、市長はどんな見解をお持ちになっているのか、そういう場所の議論に市長は参加してたのか、してないのか、併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 税務課長。

○税務課長（佐藤政年君） 議論の中で、機構のほうからいろいろと説明をいただいております。その中で、現在、静岡県の方から減免措置、8割近いような減免措置を受けているということで、まず最初に、機構が探したのは、県との交渉だったようです。しかし、静岡市内でそういう建物がない。市外でも近くにそういうものがないということで、今までの経過の中で、富士市にある県の建物を一応候補として、いろいろ検討とかしたような経過はあるそうです。ただ、いろいろ条件が折り合わなくて、結果として、やむなくこのような選定ということになったというようなどは聞いております。やむなくといいましても、先ほど言ったように、本来ですと、年間で1,500万円以上かかるような経費が、かかるものが今までどおりの150万程度の費用でかかるということが1点、そして、会議につきましては、先ほど言いましたとおり、ウェブでの会議を今後考えていきたいというような説明もございましたので、そこら辺については、やむを得ないというか、いいだろうということで、担当課長会議のほうでは協議してきた経過があります。

以上です。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 今、担当課長が申し上げたとおり、総合的に考えて、やむを得ないといったところが私の考えでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） ちょっと聞き違いがあるかもしれませんが、面積的に281平米の延べ床面積、僕、行ったことないもんですから、その事務所だと、こういう説明があったかと思うんですが、具体的には、どのぐらいの広さで、どういう事務所があって、そこでどういう作業をしているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 税務課長。

○税務課長（佐藤政年君） ただいまその事務所の状況ということでございますけども、事務会議のほうは何回か行っておりますが、実際にその事務所に、すみません、行ったことがな

いもので、この目では、すみません、見たことないということです。

まず、その事務の内容ですけれども、常時、ここでは県の職員、市から派遣された職員等が合計で常勤職員が17名おられます。そのほかに、実際の業務を行う上で、弁護士だとか、警察のOBだとか、税理士さんだとか、そのような方が非常勤ですけれども相談役としておられます。

その機構が行う事業の内容ですけれども、主には滞納整理機構という名前がついてはいますとおり、県及び各市町の税の滞納処分とか関連する業務が1点、あと、徴収業務、課税業務に関する研修業務が2点目、3点目が、軽自動車税検査協会から送られてくる情報をデータ化しまして、それを各市町に送信する業務、これが主な業務となっております。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第3号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約については、原案

のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第4号～議第10号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（滝内久生君） 次は、日程により、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）、議第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）、以上7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（日吉由起美君） それでは、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）から、議第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）まで一括して御説明申し上げます。

あさぎ色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

3月の補正予算の主な内容でございますが、年度末を控え事業の終了見込みによる歳入歳出の調整、債務負担行為の追加・変更、起債の変更、繰越明許費の計上をするものでございます。

特に歳入のうち、国税収入の増額を財源とした国の補正予算に伴い、普通交付税が追加交付となったため、歳出において道路・排水路維持工事費を令和5年度予算から一部前倒しして予算計上し、同時に繰越明許費を設定することにより、令和4年度から5年度へ継続して工事を実施することにいたしました。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度下田市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,645万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億217万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、第1項債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正 1追加」による。第2項債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正 2変更」によるというもので、8ページをお開きください。

債務負担行為の追加は1件で、事項は「新庁舎整備工事（既存解体工）」で、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は、事業予定額3,000万円の範囲内で新庁舎整備工事（既存解体工）に係る契約を令和4年度において締結し、令和5年度において支払うもので、新築棟の建設に当たり、支障となる技術棟などの建物を解体するものでございます。

債務負担行為の変更は1件で、「生活環境影響調査業務委託料」は、期間に変更はなく、限度額記載の事業予定額6,050万円を3,000万円に変更するもので、入札の結果、事業予定額が変更となるものでございます。

補正予算書の1ページにお戻りいただき、第3条は、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるというもので、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

地方債の変更は10件で、今回の地方債の変更は、事業費の変更や確定により起債限度額を変更するとともに、過疎対策事業債が追加で発行可能となったことにより起債を振り替えるもので、1件目は、老人憩の家解体事業で、事業費の確定により、限度額720万円を510万円に変更するもの、2件目は、広域ごみ処理施設整備事業で、事業費の精査により、借入れを行わないもの、3件目は、本郷橋大規模改修事業で、公共事業等債として借入れ予定であった4,800万円を全額、過疎債へ振り替えるもの、4件目は、恵比須橋改修事業で、限度額400万円を360万円に変更、及び、5件目は中学校解体事業で、限度額310万円を290万円に変更は、事業費の確定によるもの、6件目は、市民文化会館改修事業で、限度額5,320万円を4,950万円に変更は、過疎債へ振り替えるもの、11ページ、7件目は、過疎対策事業債で、限度額3億1,250万円を3億7,150万円に増額するもの、8件目、公共河川・道路橋梁施設災害復旧事業は、限度額330万円を270万円に変更、9件目、単独防災施設災害復旧事業は、限度額700万円を360万円に変更、10件目、落合地区宮ノ平治山事業は、限度額380万円を330万円に変更するもので、いずれも事業費の確定によるもので、起債の方法、利率、償還の方法

に変更はございません。

予算書の1ページにお戻りください。

第4条、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表 繰越明許費」によるというもので、補正予算書の12ページをお開きください。

繰越明許費に係る事業は8件で、1件目は、2款総務費、1項総務管理費、新庁舎等建設推進事業、旧稲生沢中学校校舎改修工事設計業務委託、金額は339万円、2件目、3件目は、7款土木費、2項道路橋梁費で、道路維持事業、市道維持補修工事、金額は2,000万円、橋梁維持事業、本郷橋大規模修繕工事、金額は3,326万1,000円、4件目は、7款土木費、3項河川費、排水路維持事業、排水路維持補修工事、金額は1,000万円、5件目から8件目は、いずれも7款土木費、5項都市計画費における事業で、都市計画マスタープラン推進事業において、旧下田町地区交通規制社会実験調査業務委託、金額は300万円、都市再生整備事業効果分析業務委託、金額は400万円、伊豆縦貫道建設促進事業、建設発生土活用土地利用検討業務、金額は385万円、沿道街路事業推進事務、建物移転補償、金額は1,322万3,000円でございます。いずれも年度内に支出が終わらない見込みのため、繰り越すものでございます。

なお、市道維持補修工事、排水路維持補修工事につきましては、今回3月補正予算に計上したものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして、補正予算の概要で御説明をさせていただきます。

まずは、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入予算でございますが、主に歳出事業費の確定による増減額となっておりますので、説明は簡略化させていただき、増減額の大きなものについて説明をさせていただきます。

企画課関係、15款2項1目2節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額はゼロ円で、事業の実績に応じて充当額を変更するもの、16款2項1目6節県費・ふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金199万4,000円の減額、及び19款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金60万円の減額は、充当事業費の減によるもの。

財務課関係、2款3項1目1節森林環境譲与税600万円の増額は、譲与額の増を見込むもの、11款1項1目1節普通交付税1億2,080万4,000円の増額は、国の令和4年度補正予算に

において、国税収入の補正等に伴い地方交付税が増額され、再算定が行われた結果、増額となるものでございます。

4 ページ、5 ページをお開きください。

17款 2 項 1 目 1 節不動産売却収入1,337万7,000円の増額は、伊豆縦貫自動車道の代替地として市有地を売却したもの、22款 1 項 1 目 1 節老人福祉債210万円の減額から、同11目 1 節林業債50万円の減額までの合計380万円の減額は、先ほど地方債の補正で申し上げました事業費の変更や振替によるものでございます。

6 ページ、7 ページ、防災安全課関係、16款 2 項 1 目 4 節県費・地震・津波対策等減災交付金252万円の増額は、事業が追加で交付金の対象となったもの。

市民保健課関係、15款 2 項 1 目 1 節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金50万円は、マイナンバーカード交付事務費の増に対するもの、16款 1 項 1 目 5 節県費・保険基盤安定負担金267万9,000円の減額は、交付見込額の減。

福祉事務所関係、15款 1 項 1 目 1 節国庫・社会福祉費負担金125万円の増額は、障害児通所給付費の増加見込みによるもの、15款 2 項 2 目 1 節国庫・社会福祉費補助金 2 億2,443万1,000円の減額、及び同17節国庫・子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金56万1,000円の減は、事業終了のため、16款 1 項 1 目 1 節県費・社会福祉費負担金62万5,000円の増額は、障害児通所給付費の増加見込みによるもの、同 2 項 1 目 5 節県費・ふじのくに少子化突破展開事業費補助金75万3,000円の減額は、事業費の確定によるもの、同 2 項 2 目 3 節県費・児童福祉費補助金66万6,000円の増額は、子ども医療費の増によるもの。

8 ページ、9 ページをお開きください。

環境対策課関係、15款 2 項 3 目 2 節国庫・循環型社会形成推進交付金637万3,000円の減は、対象事業費の減額によるもの、16款 2 項 3 目 2 節県費・環境対策費補助金83万9,000円の増額のうち、海岸漂着物対策事業143万2,000円は、追加で補助金が交付されるもの、19款 1 項 6 目 1 節水道事業会計繰入金34万6,000円の減額は、浄化槽設置整備事業に係る水道事業会計からの繰入金の減、21款 5 項 4 目 14節同級他団体受入金407万7,000円の減額は、事業費の減に伴う 3 町からの負担金の減額でございます。

産業振興課関係、13款 1 項 2 目 2 節林業費分担金19万8,000円の減額は、事業費の確定に伴うもの。

建設課関係、13款 1 項 1 目 1 節住宅費分担金223万5,000円の減額から、ページをめくっていただきまして、10ページ、11ページ、15款 2 項 6 目 3 節県費・住宅費補助金430万9,000円

の減額までは、いずれも事業費の変更に伴うものでございます。

学校教育課関係、15款1項1目4節国庫児童福祉費負担金92万5,000円の増額は、民間保育所補助単価の増によるもの、同2項6目1節国庫・小学校費補助金11万1,000円の減額、同2節国庫・中学校費補助金8万5,000円の減額は、事業費の見込みによるもの、16款1項1目3節県費・児童福祉費負担金54万7,000円の増額、及び、同2項2目3節県費・児童福祉費補助金6万6,000円の増額は、補助単価の増額によるもの。

12ページ、13ページをお開きください。

19款2項1目13節奨学振興基金繰入金8万2,000円の減額、及び、21款5項4目20節雑入8万8,000円の減額は、対象事業費の確定によるもの。

生涯学習課関係、16款2項7目3節県費・教育費補助金8万4,000円の減額は、事業費の確定によるもの。

選挙管理委員会事務局関係、15款3項1目3節国庫・参議院議員選挙委託金69万1,000円の減額は、選挙経費の精算によるもの、16款3項1目3節県費・選挙費委託金23万4,000円の増額は、4月に実施される県議会議員選挙の準備経費を受け入れるもの、19款1項7目1節須崎財産区会計繰入金176万5,000円の増額、及び、同8目1節柿崎財産区会計繰入金204万円の増額は、3月19日に予定される財産区議会議員選挙経費を繰り入れるものでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

歳出予算でございますが、主に入札差金や事業費の確定によるものでございますので、説明は簡略化させていただき、特に増額となったものについて説明をさせていただきます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務172万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施できなかった会議等に係る旅費や負担金を減額するもの。

総務課関係、2款9項1目0921ネットワーク推進事業459万7,000円の減額、及び、同0921行政情報化推進事業76万9,000円の減額は入札差金。

企画課関係、2款1項5目0172広報事業23万5,000円の減額、及び、同8目0248政策推進事業4万6,000円の減額は、事業費の確定によるもの、同0249国際交流推進事業100万円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、事業の中止及び事業費の確定によるもの。

財務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務345万円の減額は、庁用備品の購入を見送ったため、12款1項1目予備費1億4,890万8,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務16万円の減額、及び、8款1項2目5810消防団活動推進事業11万7,000円の減額は、事業費の確定による不用額、同5870消火栓整備事業40万1,000円の増額は、消火栓の修繕等、費用実績による増、10款4項1目7636単独防災施設災害復旧事業（5月13日災）333万7,000円の減額は、事業費の確定による不用額。

市民保健課関係、2款3項1目0505住民基本台帳ネットワーク事務50万円の増額は、マイナンバーカード交付に係る事務費の増額、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業43万5,000円の減額は、支援金の確定によるもの、同7項1目1901国民健康保険会計繰出金835万6,000円の増額から、ページをめくっていただき、16ページ、17ページ、同9項1目1965後期高齢者医療会計繰出金357万2,000円の減額までは、各特別会計繰出金の増減、4款1項1目2000保健衛生総務事務262万5,000円の減額は、支援金の確定によるもの、同2目2020予防接種事業886万4,000円の減額、及び、同4目2150健康増進事業271万円の減額は、補正内容等欄記載のとおり、委託料の不用額。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務15万円の減額、及び、同1012住民税非課税世帯等臨時給付事業2億2,443万1,000円の減額は、事業費の確定によるもの、同2目1053地域生活支援等事業1万6,000円の増額は、負担金の精算による増額、同5目1120障害福祉サービス事業250万円の増額は、サービス費の増額によるもの、同2項2目1250老人憩の家管理運営事業226万9,000円の減額は、解体工事終了によるもの、同3項1目1451在宅児童援護事業200万円の増額は、子ども医療費の増額見込みのため、同1455子育て支援対策事業150万5,000円の減額、同1470子育て世帯生活支援事業（ひとり親世帯以外分）56万1,000円の減額、同1471子育て世帯応援給付事業248万2,000円の減額は、いずれも事業費確定によるもの。

環境対策課関係、4款2項1目2250清掃総務事務3万7,000円の減額から、同3項1目2410水道事業会計繰出金114万6,000円までの減額は、事業費の減に伴うもの。

18ページ、19ページをお開きください。

産業振興課関係、2款1項10目0246移住・交流居住推進事業103万7,000円の減額、及び、5款1項3目3100農業振興事業26万1,000円の減額は、地域おこし協力隊経費の不用額、同5目3250基幹集落センター管理運営事業27万2,000円の減額、及び、同2項3目3450保健休養林管理事業11万円の減額は入札差金、同6目3570森林環境整備促進基金積立金600万円の増額は、譲与額の増に伴う基金積立金の増、同7目3560市営治山事業66万円の減額から、6款1項2目4060伊豆'sライフスタイル推進事業294万3,000円までの減額は、補正内容等欄記

載のとおり、いずれも事業費の確定による不用額。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業44万円の減額から、同3目4350観光施設管理総務事務147万4,000円の減額は、事業費の確定によるもの、同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業6万4,000円の減額のうち、指定管理料（リスク分担分）は、光熱水費等高騰の影響によるもの。

建設課関係、2款1項9目0241公共交通推進事業22万8,000円の減額は、補助金の不用額、7款2項1目4550道路維持事業1,858万7,000円の増額うち、市道維持補修工事2,000万円の増額は、令和5年度から前倒しして実施するもの、同3目4605県単道路整備事業負担事務106万7,000円の減額、同4目4700橋梁維持事業84万円の減額は、事業費確定によるもの、ページをめくっていただき、20ページ、21ページ、同3項2目4900排水路維持事業1,000万円の増額は、排水路の維持補修工事を令和5年度から前倒しして実施するもの、同5項2目5180伊豆縦貫道建設促進事業91万7,000円の減額は不用額、同3目5250都市公園維持管理事業832万1,000円の増額のうち、敷根公園指定管理料（リスク分担分）の追加は、光熱水費等高騰の影響によるもの、同7項2目5620耐震改修支援事業1,813万5,000円の減額から、10款2項1目7302公共河川災害復旧事業（5月13日災）172万3,000円までの減額は、事業費の確定によるものでございます。

学校教育課関係、3款3項4目1600民間保育所事業241万2,000円の増額は、補助単価の増加による民間保育所運営費の増、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務15万4,000円の減額から、同3項2目6191生徒援護事業17万1,000円までの減額は、補正内容等欄記載のとおり、事業費の確定に伴う減額でございます。

生涯学習課関係、9款5項4目6500芸術文化振興事業16万9,000円の減額から、同6項2目6750吉佐美運動公園管理運営事業5万4,000円までの減額は、事業費の見込みによる減額でございます。

22ページ、23ページをお開きください。

選挙管理委員会事務局関係、2款4項3目0583参議院議員選挙事務79万9,000円の減額は、選挙経費の精算によるもの、同4目0575静岡県議会議員選挙事務23万4,000円の増額、及び、同5目0576下田市議会議員選挙事務81万7,000円の増額は、4月の選挙に係る準備経費、同9目0574須崎財産区議会議員選挙事務176万5,000円の追加、及び、同10目0579柿崎財産区議会議員選挙事務204万円の追加は、議員の辞職に伴う財産区議会議員選挙経費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算

(第11号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

補正予算書の55ページをお開きください。

令和4年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ835万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,140万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の56ページから59ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、6款1項1目6節財政安定化事業繰入金835万6,000円の増額は、交付額の確定によるもの。

26ページ、27ページをお開きください。

歳出でございますが、5款1項1目8480特定健康診査・保健指導事業574万3,000円の減額は、委託事業費の確定見込みにより、9款1項1目予備費1,409万9,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

補正予算書の71ページをお開きください。

令和4年度下田市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ190万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,959万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の72ペ

ーじから75ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項2目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分230万2,000円の減額、及び同3目1節国庫地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分10万7,000円の減額は、交付金の調整に係るもの、同6目1節国庫・保険者機能強化推進交付金440万6,000円の追加、及び同7目1節国庫・保険者努力支援交付金479万9,000円の追加は、いずれも介護予防・介護給付、重症化予防のために交付されるもの、4款1項2目1節支払基金交付金・地域支援事業交付金・現年度分248万5,000円の減額から、8款1項3目1節一般会計繰入金・地域支援事業交付金繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）・現年度分5万4,000円までの減額は、交付金の追加により財源を調整するもの。

30ページ、31ページをお開きください。

歳出でございますが、3款1項2目9347介護予防ケアマネジメント事業58万円の減額は、システムデータ移行業務の不用額、同3項3目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業30万2,000円の増額は、退職手当負担金の不足額、7款1項1目予備費217万9,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の91ページをお開きください。

令和4年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億857万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の92ページから95ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要32、33ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項2目1節普通徴収保険料現年度分600万円の増額は、保険料の増、3款1項2目1節保険基盤安定繰入金357万2,000円の減は、繰入金の確定によるもの。

34ページ、35ページをお開きください。

歳出でございますが、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金242万8,000円の増額は、歳入の変更に伴う広域連合納付金の増でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の107ページをお開きください。

令和4年度下田田市の集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、第1項は、歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表 歳出予算補正」によるというもので、予算書の108ページから109ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要36ページ、37ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目9000排水処理施設管理事業169万円の減額は、入札差金、3款1項1目予備費169万円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第8号 令和4年度下田田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

以上、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）から議第8号 令和4年度下田田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）まで一括して御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（滝内久生君） 説明の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

11時30分まで休憩します。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、当局の説明を続けます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋武義君） それでは、議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）、2件を一括して御説明申し上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに、議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算（第4号）の内容でございますが、消火栓修繕に伴う、消火栓維持管理負担金繰入金増額、浄化槽設置整備事業確定に伴う負担金の減額、防災資機材の購入費確定に伴う他会計からの補助金の減額、及び同購入費不用額の減額等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和4年度下田市水道事業会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で第1款水道事業収益を40万1,000円増額し、6億6,983万8,000円とするもので、その内訳としまして、第2項営業外収益を40万1,000円増額し、2,660万2,000円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用を3万3,000円減額し、6億1,609万6,000円とするもので、内訳としまして、第1項営業費用を34万6,000円減額し、5億6,569万2,000円に、第2項営業外費用を31万3,000円増額し、4,240万4,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額2億7,321万4,000円」を「不足する額2億7,092万3,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,355万8,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,324万5,000円」に、「減債積立金557万3,000円」を「減債積立金359万5,000円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を114万6,000円減額し、3億7,302万4,000円とす

るもので、その内訳としまして、第4項他会計からの補助金を114万6,000円減額し、552万円とするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出を343万7,000円減額し、6億4,394万7,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を343万7,000円減額し、4億8,912万9,000円とするものでございます。

第4条は、他会計からの補助金で、予算第10条を次のとおり補正するものとしまして、「防災資機材整備事業負担金666万6,000円」を「防災資機材整備事業負担金552万円」に改め、受け入れるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和4年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款水道事業収益を40万1,000円増額するもので、2項営業外収益40万1,000円の増額は、2目他会計繰入金で、消火栓修繕に伴い、一般会計より維持管理負担金として繰り入れるものでございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用を3万3,000円減額するもので、1項営業費用34万6,000円の減額は、1目原水及び浄水費の浄化槽設置事業負担金の確定による減額、及び、2項営業外費用31万3,000円の増額は、2目消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入114万6,000円の減額は、4項1目他会計からの補助金で、加圧式給水車の購入費確定に伴う、他会計補助金の減でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出343万7,000円の減額は、1項建設改良費、3目固定資産購入費で、加圧式給水車の購入費確定に伴う、不用額の減によるものでございます。

次に、8ページから10ページをお願いいたします。

令和4年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第4号の予定額を増減したもので、8ページ末尾に記載してございますように、資産合計は69億1,841万7,000円となるものでございます。

9ページをお願いいたします。

負債の部で、負債合計は、末尾に記載してございますように、36億5,671万6,000円でございます。

10ページをお願いいたします。

次に、資本の部でございますが、資本合計32億6,170万1,000円となり、負債資本合計は69億1,841万7,000円で、さきの資産合計と一致することから、貸借対照表は符合しているものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

令和4年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローが2億5,020万円、2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス4億5,249万3,000円、3の財務活動によるキャッシュ・フローが2億1,386万5,000円となり、資金増加額が1,157万2,000円となるものでございます。

令和4年度資金期首残高2億9,438万5,000円に資金増加額を加えますと、資金期末残高が3億595万7,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正第4号の内容でございますが、債務負担行為の取下げを1件行うものでございます。

下田市公営企業会計補正予算書の23ページをお願いいたします。

第1条でございますが、令和4年度下田市下水道事業会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによるものでございます。

第2条は、債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するものとしまして、水洗便所等改造資金利子補給補助金でございますが、本年度中の利用者がいないため、債務負担行為の取下げを行うものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

26ページ、27ページを御覧ください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

上段太枠が補正前、下段太枠が補正後となります。

冒頭で御説明させていただきましたが、新規分の債務負担行為の水洗便所等改造資金利子

補給補助金を取り下げるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）、議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝内久生君） 議第4号議案から議第10号議案までの当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第4号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第11号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） まず、補正予算書の説明書の8ページ、第2表の債務負担行為についてお尋ねをしたいと思います。

追加で新庁舎整備事業（既存解体工）ということで、今年度、契約して、5年度までで支払うということで、3,000万ほどのこの事業予定が出ておりますが、技術棟を解体するんだということなのか、内容がどういうことなのかということを1点お尋ねをしたいと思います。

そして、新庁舎につきましては、全体計画を示す中で、どうすべきかということを展開していただきたいと思います。私は全体計画は示されていないという具合に思うわけです。といいますのは、元稲生沢中学校の校舎を利用するという計画と、新築棟を建てるんだということと、体育館を利用するんだと、こういうようなことがそれぞれ連携し合って、全体像が示されていないというのが、私は現状ではないかと思うわけです。そして、体育館等を利用することになりますと、果たして、新築棟を建てる必要があるのかと。こういう疑問も出てこようかと思うわけです。

そういう中で、もしこの内容が現在の技術棟を解体するという内容であるとすれば、こんな予算、何で出してくるのかなと、こう思うわけです。全体像は示されていない。体育館をどう使うかということさえ、まだ示されていないにもかかわらず、技術棟は解体するんだと。こういう論理というのは、1点、成り立たないんじゃないかと。もう少しちゃんと全体の計画像を明らかにする中で、技術棟や従来ある稲生沢中学校の施設をどうするのかという、そういう提案をすべきではないかと思うわけです。何でこんなものがこの時点で追加で出てきたのかと。しかも、この追加ということは、急いでやろうという、こういう意図ではないかと思うわけですが、どういうわけで今時点でこれを急がなきゃならないのかと、こういう

点から、大変疑問を持っておりますので、このお尋ねをしたいと思います。

それから、この補正予算の概要の説明書のほうですけども、5ページの一番上の不動産売却収入、市有地売却、財務課分が1,337万7,000円だと、こういうことですが、どこを誰に、どのように売って、このような金額になったのかと。そのことによって、どういう事業が進むことになるのかを併せてお尋ねをしたいと思います。

それから、7ページのちょうど真ん中ほどの福祉事務所ですが、住民非課税世帯の臨時特別給付金の補助金が2億2,443万1,000円減額、これは歳出のほうの減額と相応しているものだと思いますが、16ページの福祉事務所の311の1012事業と連動しているものであろうと思うんですが、心配しておりますのは、非課税世帯に10万円ほど交付しますよということで、何世帯ぐらいあるというのを調査の下にこの予算を組まれたと思うんです。そうしますと、何世帯の要望があって、幾ら使ったのか。そして、2億2,000万、どういうわけが残ったのかといいますのは、この給付を受ける条件がありながら、知らないとか、手続が取れないとかという人がいっぱいあって、これが2億2,000万も減額しなきゃならないというようなことでないことを願っているわけです。十分に周知されて、この交付を受けるべき人たちがきっちり交付を受けて、その上で、2億2,000万からのお金が残ったということであれば、それはそれで致し方ないというか、結構なことだということになるかと思いますが、そこら辺のこの詰めというんでしょうか、本当に非課税世帯の人たちが大変な状況で、交付事業が十分に展開されているのかという点をお尋ねをしたいと思います。

そして、同じこの17ページの生活環境影響調査の新規分1,725万円の三角だと。たしかこれは6,000万の予算を組んで、2年間で、4年、5年で3,000万ずつとかという形で使うという、こういう内容でなかったかと思うんですが、そうしますと、何で1,725万も生活環境影響調査が減額になったのかと。そして、生活環境調査の現状を、併せてどういうことになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

なお、19ページの建設課の市道維持補修工事で、令和5年のものを前倒しで2,000万かけてやるんだと、こういう御説明がありましたが、これはどこをどういう具合に、前倒しをしなければならない事情がどういうことにあるのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

それから、21ページの敷根公園の指定管理料（リスク分担分）841万2,000円のこの増額でございますが、これも内容的にどういうものなのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、お尋ねいたします。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） それでは、まず庁舎の関係の質問でございます。

今回の解体工につきましては、解体の対象施設としまして、技術棟、校舎と体育館をつないでおります渡り廊下、グラウンドにあります体育器具庫、それから、技術棟の裏にあります障害者用トイレで、あと、グラウンドにあります夜間照明の照明の電柱、こちらのほうの解体・撤去ということで、内容のほうは計画をしております。

この実施の時期につきまして、今回、債務負担という形を取らせていただきました。これにつきましては、この後、来年度の予算の中で、中学校活用棟の改修工事、こちらのほうを来年度、計画をしております。その計画を工事を進めるに当たりまして、支障となる、支障といたしますか、場所が重なります施設の撤去及びグラウンド等にあります老朽化した施設の先行撤去ということで、進めていきたいというものでございます。

改修工事、令和5年度で実施をしたいという中で、解体工につきましては、なるべく早期の着手をしたい。そういう中で、今回、債務負担で4年度中の契約、5年度、早期の着手ということで進めたいということで、この時期になっているものでございます。

今回、体育館につきましては、現在、その活用方針等の検討を設計事務所等と進めているところもございますので、現時点におきまして、体育館のほうは含めていない状況となっております。

全体計画というお話でございます。こちらとしましては、全体の庁舎建設の基本計画改訂版の趣旨、考え方に基つきまして、中学校の活用、新築棟の整備という基本的な考え方の中で、一部新築棟部分について、旧体育館の活用が可能かどうかというところの検討を行っているところでございます。

技術棟につきましては、建物自体が1階建てということで、洪水浸水への対応ですとか、あるいは活用棟との、新築棟の場合であっても、体育館を使う場合であっても、接続の場所からいって、新築棟の建設場所は見込まれるという中で、技術棟については解体の対象としているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 財務課長。

○財務課長（日吉由起美君） 財務課の市有地売却収入の件でございます。

今回の市有地につきましては、場所、普通財産ということで、土地を売り払ったものでございます。先ほども申しあげましたけれども、伊豆縦貫自動車道の工事に伴う用地の取得の関係がございまして、その代替地として、下田市の財産を売ったということでございます。

場所につきましては、白浜の三穂ヶ崎の原野でございまして、相手方は株式会社黒船ホテルさんでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 私のほうから、非課税世帯等の臨時給付金の関係でお答えをさせていただきます。

沢登議員がおっしゃるように、この歳入の予算減額につきましては、歳出のほうと連動してございまして、歳出予算明細書の31ページのほう、1012事業がこれに当たります。国の交付金10分の10の補助率で実施してまいりました事業でございます。令和4年度につきましては、令和3年度からまたがって給付金を交付する事業と、それから、令和4年度に新たに非課税世帯になったところに対しても給付金の交付を実施してまいりました。

今回は、予算の減額につきましては、事業が終了したということに伴いまして、精算的な意味合いで減額をするものでございますが、この予算の資料のとおり、大きくこの事業費は事務費と、それから給付金の補助金の関係に分かれますけれども、この金額の主なところは、この給付金のほうが2億2,060万円の減額になるというところなんです。これにつきましては、当初5,500世帯が対象になるということで見込んでございましたけれども、予算措置後、予算執行していく中で、給付金の管理システムを構築して、対象世帯を抽出して進めてまいりましたところ、最終的には実数として3,294世帯に對しまして交付ができたということです。5,500ということで見込んでおりましたのは、なかなかそのデータをその予算措置の段階では概算をつかむのが難しく、課税データのほうは個人で非課税になっている方というのは分かるんですが、世帯として、これを把握するところが大変難しかったというところがございます。システムによって抽出したところ、対象となるところ、こちらで把握したのが3,227世帯で、それにつきましては、交付ができたのが3,093世帯、それ以外に、こちらでは把握できてなかった世帯で、転入されてきたりとか、家計が急変されたよという世帯を合わせて3,294世帯ということなんです。こちらで対象としてつかめた世帯、3,227世帯に対して交付できた3,093世帯が、交付率が95.9%ということになってございます。

沢登議員が御心配される、そのもらえなかった方々に対して、十分な周知がされてきたかというようなところだったり、御心配の御意見がありますけれども、こちらから対象となる世帯につきましては郵便で通知を出させていただいて、それで折り返しこちらのほうに提出していただいた確認書をもって、給付金の交付、支給をしてきてございます。こちらに確認

書が折り返し返送がなかった方々につきましては、再通知をお出ししましたり、そのほか、お電話等の御連絡とかもしてまいりました。

私からは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私から生活環境影響調査の関係のお尋ねについて御回答します。

生活環境影響調査の減額につきましては、入札による差金の減額でございます。

それから、調査の進捗状況ですけれども、先日の全員協議会でも申し上げていましたとおり、秋期調査、冬期調査を終え、1年間の通年調査については現在も継続しているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私のほうからは、道路維持関係と敷根のリスク分担分についてお答えいたします。

まず、道路維持分でございますが、来年度の新年度の道路維持の予算編成等に当たり、財務課とも協議いたしました。また、建設課におきましては、令和4年度分の積み残しもあるため、また、市民からの緊急性がある要望もありました。それを早期に発注し、対応したいというところで、今回、補正で計上しております。

予定している場所としましては、市内の舗装工事としまして、これまで部分的な舗装しか対応できなかったんですが、損傷が著しいところについて、稲梓の滑川のほうと、白浜の下條のほうを少し大々的に舗装修繕を行いたい。また、町内の側溝について、傷んだ箇所がかなりありまして、部分的に直しておるんですが、かなり一通り、通りが全体が傷んでいる部分がありますので、そこも対応したいと。

敷根の公園のリスク分担分でございますが、電気料の高騰分と重油の高騰分でございます。電気料が約533万7,000円、重油分が307万5,000円程度の高騰分を計上しております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 技術棟のみならず、新庁舎整備工事についてですが、やはり夜間照明の撤去とか、トイレとか、あるいは廊下とか、技術棟とか、夜間照明といいますと、グラウンドにそれぞれついているのではないかと思います、それらが撤去しないと工事ができ

ないということが、ちょっと口頭の説明だけでは理解がし難いと思うわけです。それに基本計画改訂版に基づいて事業を進めているんだと、こういう御答弁ですが、基本計画の改訂版、基本計画そのものが、さらに改訂版そのものも、基本的なところが変更するような事態に立ち至っていると思うわけです。体育館は使わないと、こう言っていたものは、設計士さんの株式会社SUEPさんの提案によって、体育館も使おうかと、こういうことになってきているわけですので、この基本計画の改訂版そのものをきっちり見直して、どういう方向で進めていくのかと、どうしたら32億の中で事業が展開できるのかと、こういうことが、今、問われているんだろうと思うんです。

状況としては、恐らく校舎の改築棟と、体育館の改修等を含めて、新築棟も含めて20億以内で実行しようという、こういう計画になっているんだろうと思うんです。ですから、そこら辺も含めて、この改訂版の改訂をしなければ、全体計画として説明がつかないという事態に私はなっていると思うわけです。そうなりますと、技術棟や、その渡り廊下や、障害者のためのトイレや、夜間照明の施設をなぜ撤去しなきゃならないのかということ再度お尋ねをしたいと。そして、そうだとすれば、やはりそれらのこの図面等を含めて御提案をいただかないと、なかなか理解ができかねると思うわけです。

それから、生活環境影響調査の委託料が入札差金だということですが、大変な差金が出てきたなというような気がするわけです。そうしますと、当初、どういうわけで幾ら見込んで、この1,700幾らでしたか、差金が出てきたのかと。その差金の理由というのは何かと。何でそんなことを聞くかといいますと、きっちりした生活環境影響調査が実施されているのかと、信用できる調査結果が出てくるのかと、そういう心配をするから聞いているわけですが、どうい理由でそんな差金が出てくるのかと。それはそれぞれこの業界の正常な競争の下で、その金額が出てきたということであれば、それはそれで結構なことだと思いますが、そういう心配はないのかと、ちゃんとした調査が行われているのかというと、秋と冬の調査がそれなりに進められているという報告をいただきましたが、それらのものが、そうだとすれば、現時点での調査報告、中間報告というのはなし得ないのかというようなことを含めて、このお尋ねをしたいと思います。

それから、土地の市有地の売却ですが、黒船ホテルさんに売られたということですが、これもやはり三穂ヶ崎の市有地を売られたと。黒船ホテルさんの土地は、逆に言えば、どこで、ただけであったのかということ併せてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（滝内久生君） 質疑の途中ですが、ここで休憩したいと思います。

午後1時10分まで休憩します。

午後0時3分休憩

午後1時10分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 庁舎の関係でございます。

基本計画のお話につきましては、全協の際にも一部お話をしたところでございますけれども、基本的に現時点におきまして、基本計画の見直しについては考えておりません。

作業におきましては、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計という形で進めていく段階におきまして、今回の設計につきましては、基本計画の趣旨ですとか、そこに記載をされている目的ですとか、それを果たすための建物の設計作業へ進めていく段階というふうに考えております。そういう中で、今回、基本計画におきまして、中学校を使った活用棟と新築棟で、新庁舎については対応していくという中で、新築の部分について、単独の1棟なのか、あるいは一部体育館を使用するのか、そういったところが設計の中で検討をされていくべきと考えておりますので、今後、基本設計の検討におきまして、事業費ですとか、配置ですとか、機能性、そうしたものをバランスを見ながら設計として詰めていく、そういう形で進めていきたいと考えております。もちろんその作業の中におきましては、十分な情報の公開と、御意見等をしっかりと伺いながら、進めていきたいというふうに考えております。

もう1点、グラウンドの照明等の柱等のお話もございました。今回、当局としましては、技術棟と渡り廊下の部分、こちらが工事のスケジュール的に解体を急ぎたい部分ということがございます。そうした中で、同様の工種、解体という工種につきましては、なるべくまとめて行いたいということで、今回、グラウンドの倉庫あるいは照明の柱、こうしたものも同時に施工したいというところでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私からは、生活環境影響調査についての御質問に

御回答申し上げます。

生活環境影響調査につきましては、2年間で約6,000万円の設計額に対して、契約額が2,500万円、令和4年、5年、それぞれ1,250万円程度の結果となっております。仕様書に基づきまして、市の参加資格登録のある事業所によりまして、一定の条件を付しての一般競争入札の中で落札ということで、この事業者だけが、1社だけが飛び抜けて安い金額で落札したというような状況でもございませんので、沢登議員のおっしゃるように、自由な正常な競争の結果というふうに捉えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 私のほうからは、市有地売却に伴う1,337万7,000円、こちらが伊豆縦貫道の黒船ホテルの移転に伴うものというところで、もともとの黒船ホテルのあった用地の場所についてでございますが、立野公園に隣接している土地を黒船ホテルさんが所有しております、それが縦貫道の整備に係ることから、買収したものでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） やはり今の庁舎の説明ですと、取りあえず技術棟とこの廊下が建設用地に関わると。しかし、一体的に工事をするために、障害者のトイレだとか、グラウンドの倉庫だとか、夜間照明の撤去も併せてやるんだと、こういう御答弁だったかと思うわけですが、そうだとすれば、なおさらこの予算は撤回していただいて、全体の計画が明らかになる時点で事業を開始すると、こういう具合にすべきだと思いますが、なぜそれができないのかと。設計もできていない状態の中で、これを急いでやったところで何の意味があるのかと、こういう具合に思うわけですが、何で今急いでこの補正予算に出して、実態は5年度に実施をするということになるのかと、そこの御答弁をいただいておりますので、お願いをしたいと思います。

それから、市有地の売却につきましては、立野の黒船ホテルの恐らく従業員宿舎があった建物ではないかと思うわけですが、状況が。そして、ここを三穂ヶ崎の佐々木清和さんの自宅の近くの土地と交換をしたと。そして、黒船ホテルさんが持っていた土地を国に売って、1,337万7,000円の収入を得たんだと、こういう理解でいいのかと。そうしますと、黒船ホテルさんの土地はどんだけのものがあって、そこに建物があったのか、なかったのか、解体費はどうなっているのか、交換をして誰に売ったのか、こういう説明がきっちりしていただか

なければならないと思うんです。ただ不動産の財産収入が1,337万7,000円ありましたよと、こんな説明では、私は説明になっていないと。そして、そのことによって、伊豆縦貫道の恐らく立野の高架橋を造ろうという用地のために、市がこの交換に応じて、国にこの土地を提供したと、こういうことじゃないかと思うんですけど、そこら辺の経過と、そうであれば、どれだけの土地を、三穂ヶ崎の土地はどんだけの面積で、そして、この黒船ホテルさんの従業員宿舎があったようなところだと思うんですが、その撤去を含めてどうなっているのか、こういう御説明をきっちりいただきたいと思います。

それから、住民税非課税の関係は、95.9%もの実態だということからいきますと、大変努力をしていただいたなど、こういう評価がされようかと思うわけです。非課税の方がこの期間で亡くなるというようなことを考えれば、95.9%というのは、もうほぼ100%に近い給付になったかなと思うんですが、ただ、数字がちょっと確認をさせていただきたいんですが、5,500世帯を当初は予想したけど、実際に調査をしてみたところが、3,227世帯が対象であったと。そして、3,093世帯が申請があって交付をしたと、こういう具合に理解してよろしいかと。途中、3,294世帯とかという数字をちょっと聞いたものですから、3,294世帯というのはどういう意味の数字なのか、分かれば再度お尋ねをしたいと思います。

それから、6,000万で環境影響調査ですが、先ほどの御答弁の中から考えますと、例えばダイオキシンは3か所しかやってませんよね、調査しているところが。そのうちの1か所は、たしか隣の建物の2階にあるから、一般の通路のやつはそこでいいんだ、実態的には煙突から出る煙のダイオキシンの調査しかしてないんじゃないかと。たしか中学校と、煙突と、この庁舎のところの3か所だという具合に記憶しているんですけど、そうではないのかと。だとすれば、もう少しきっちりした調査箇所も増やすとか、もっと念入りの調査をすべきではないのかと思いますが、大変な大きな見込みの違いをしていたと。6,000万が2,700万程度で済むという形になっているわけですので、そうだとすれば、前回提案しました松葉調査とか、いわゆる環境調査としての松葉調査等を、より一層環境の観点から調査を深めると、こういう姿勢のことを望みたいと思うわけですが、ただ、この事業からいって、お金が余ったから、入札してみて余ったから減額するんですよということでは、やっぱり市民の方々が大変な不安を投げかけているわけです。あそこに焼却炉を造って、果たしていいもんかと。そして、市長は環境影響調査によって市民に納得してもらおうですよと。こうであるとすれば、その環境影響調査の内容をより一層深めていくという姿勢が当局に私は求められるんじゃないかと思うんですが、その点について、どういう考え方なのか、併せてお尋ねして、終わりたい

と思います。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） まず1点目、庁舎の関係でございます。

今回、基本計画のスケジュールにおきまして、中学校を使った活用棟、こちらにつきましては、令和5年度中の改修整備をやって、令和6年から先行開庁ということで計画のほうをしているわけでございます。そういう中で、令和5年度、また今度、当初予算ということで御審議をお願いするところがございますけれども、通常、当初予算で漏れますと、入札等の手続を取って、6月、7月あたりの着工にならざるを得ない。その中で、今回、渡り廊下等工事に関係する部分については、その前に撤去をしていきたいということで、このスケジュールとしているものでございます。本来であれば、もう少し早く解体のほうも一旦検討したところでございますが、ちょっとこのタイミングでどうしても組まないと、改修工事のほうへの影響もあるということで、このタイミングとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 黒船ホテルさんの関係についてでございますが、こちらの市有地売却の金額と、移転補償費で払った金額が一致するものではございません。こちらの市有地については、この土地を売ったお金、ですが、黒船さんに売った土地、移転の候補地として、移転先として市が売ったものです。縦貫の国がその移転と補償費として払っているお金に対しては、ちょっと細かい数字ははっきりしませんが、土地代金だけではなく、建物の補償料だとか、立ち木の補償費、移転する費用の補償費なども含まれておりますので、イコールになるものではございません。

以上です。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 私のほうから、非課税世帯等の臨時給付金の関係で、数字の確認ということでございまして、そちらについてお答えをいたします。

当初見込んでおりましたのが5,500世帯への給付ということでございまして、最終的に給付ができましたのが3,294世帯、これが実数でございます。この3,294世帯の中には、最初、データとしてこちらで把握できてない分で、家計急変世帯ですとか、住所が移られて転入されてきた方ですとかいう世帯も含まれた数字になってくるわけですが、こちらのほうで課税情報ですとか住基の情報を突合して、対象となる世帯として把握した数字が3,227世帯

でございました。このうち、こちらから通知をお出ししまして給付ができましたのが、折り返し確認書が返ってきて給付に至ったのが3,093世帯ということでございます。このデータから把握した3,227世帯を分母としまして、そのうち給付ができた3,093世帯、この率が95.9%ということでございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 私、今、立ち上がったのは、実は沢登議員の御指摘の中で、特に体育館の利用云々について、大変重要なポイントを突いてくださったなど。それについて、私、共感する部分があったものですから、それでちょっと立ち上がって、共感をするとともに、もう一回確認の意味で私のほうから申し上げたいところがございますので、先ほどの企画課長のお話を補足する形で申し上げたいと思います。

体育館の利活用については、沢登議員は、これまでも使えるものだったら使えばいいじゃないかと、こういうふうなお話をしていらっしゃいました。全体計画という俯瞰的な視点が重要であると。これも本当に私はおっしゃるとおりだというふうに思っています。

一方で、私たちはこの危険な庁舎から早く移らなきゃいけない。つまり、一日も早く新しい施設のほうをオープンさせなければいけない。時間を惜しむというふうな観点からすれば、全体計画としての基本的な要件のうちで、未確定な部分、例えば体育館のような、そういった部分の影響を受けない範囲のところは先んじてやるべきだと、こういうふうに考えております。そういう意味では、今、債務で予算を組んであることについては、私は合理性があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。失礼します。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 生活環境影響調査につきましては、決定した事業者と綿密な協議をした上で、場所等の設定をしております。それ以上の環境というものにつきましては、定期的な市の調査も含めまして、県ですとか、そういった関係機関で調査を行っている部分でもって、調査は公表されているところがございますので、そういったところで、今、現状について特段の問題が出ていないというふうなことになっております。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第5号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 予算の概要の27ページですが、健康診査業務委託が574万3,000円減額と。お医者さん等々の業務委託が確定ということで、少なくて済んだということだろうと思うんですが、やはり健康づくりといえますか、健康の予防という観点から考えますと、この健康診査の業務をより一層発展させていくということが、受診率を高める等を含めて、重大な課題ではないかと思うわけですが、この減額の実態が予算や計画の予定に対して、どういうわけでこの574万等が減額になったのかという点についてお尋ねをしたいと思います。国保でいいですよ。

○議長（滝内久生君） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 健康診査については、大変重要な業務であると認識しております。今回、574万3,000円の減額補正させていただきましたが、これは12月までの実施と、今後の見込みも含めて、今現在、まだ集計できてない部分がありますので、最終的な数については取りまとめの後ということになろうかと思えます。見込み、減額の理由ということになりますと、手元のほうには6月から7月の来ていただいた人数が317人とか、8月は502人とかという細かい数字は出ているんですが、お一人お一人の受診しなかった理由というのは、ちょっと定かではないんですが、まだコロナ禍が夏頃まで続いておりましたので、なかなか外出の機会であったり、受診の機会というのを心配された方もいるのではないかなど。そういうことも踏まえまして、令和5年以降については、さらに大勢の方に受診していただけるように、事業を進めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第5号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第6号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 補正予算の概要の31ページの地域包括支援センター支援システムデータの移行業務の委託が58万円のこの減額となったということですが、この内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 地域包括支援センター支援システムにつきましては、要支援1、2の方のケアプランを作成したり、国保連に対してそのサービス額の請求をしたりという形で使っております。令和4年度に、パソコンシステムですので、5年ごとに買換えをしているところなんです、令和4年度に新規に入替えをするつもりだったんですが、例の半導体不足の関係で導入ができませんでした。令和5年度以降に入札して、入れ替えるつもりではいるんですが、その新規になった場合に、付随してデータを移行しなければいけなかったということで、予算化してあったんですが、データ以降が不要になりましたので、その分を減額させていただきました。

以上です。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第6号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第7号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第7号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第8号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第8号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第9号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 水道事業会計の5ページの水道事業収益のうちの他会計繰入金、この消火栓の修理の費用で一般会計のほうから430万6,000円の歳入を受けて、この事業を、修理をするということだと思うんですが、この修理の内容がどういうものか、お尋ねをしたい。また、どこら辺の何件の消火栓を修理することになるのか。そして、消火栓につきましては、市民からも多くの要望が出ているところだと思うんですが、消火栓を修理きかずに廃止をしてしまうと。必要なくなる場所もあるよというような事情があるのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、消火栓の修繕についてお答えいたします。

防災安全課のほうの消火栓の修繕でございますけれども、令和4年度に六丁目の天理教前の消火栓を1件修繕をしております。47万3,399円の費用がかかっております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋武義君） 修理の内容でございますけども、こちらにつきましては、まず消火栓のその開閉弁の調査を行いまして、漏水がありましたので、漏水の部分だけでなく、消火栓一本丸々替えまして、漏水を直したものでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 六丁目の天理教の近くの消火栓を直されたというのは分かりました。そうしますと、この消火栓の漏水があったというのは、どういう形でチェックがされているのか。そして、全体的に消火栓については、各地区で要望が出ていると思うんですけど、なかなか設置に至らないという事情にあると思うんですが、漏水とか、消火栓の管理について

は、一定の時期を決めて、一斉に調査するというようなことがなされているのか、なされていないのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋武義君） まず、消火栓の漏水の調査でございますけども、業者のほうに委託を行いまして、消火栓の主弁開閉調査業務ということで委託してございます。大体年間に40か所ぐらい、順次行っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第9号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第10号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第10号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日3日は、それぞれの常任委員会審査をお願いし、4日及び5日は休会とし、6日午前10時より本会議を開催しますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後1時38分散会